

「産業構造調整促進暫定施行規則 (和文仮訳)」

2006年1月4日更新

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ この情報は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。
なお、中国政府が発表した原文については、下記のURLをクリックすることでご参照いただけます。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/zcfb2005/t20051222_54302.htm

【 産業構造調整促進暫定施行規則(国発[2005]40号) 全文 】

各省、自治区、直轄市人民政府、國務院各部門委員会、各直轄機構:

『産業構造調整促進の暫定施行規定』(以下、『暫定施行規定』と称する)はすでに2005年11月9日國務院第112回常務議会を通過し、ここに予め發布する。

『暫定施行規定』の制定と実施は、徹底的に党十六期五大会の精神を執行し、“十一五”計画目標の一つの重要項目行為を実現し、全面的に科学發展觀を実行するとともに、広い視野で調整管理の強化と改善を行う。そして、更に深く經濟增長方式を轉換し、産業構造の調整と優性的なグレードアップを推進して國民經濟安定の比較的速い發展の保持を重要な意義とする。各省、自治区、直轄市人民政府は産業構造の調整推進を目前と今後の改革發展の重要任務とし、責任制を確立し、『暫定施行規定』の要求に基づき、当地の産業發展の實際と合せて、具体的措置を制定し、合理的な投資方向を導き、發展的先進的生產能力の奨励と支持を行う。更に、遅れている産業能力の制限と全廢を行い、無秩序な投資と低レベル重複建設を防止して産業構造の優性的なグレードアップを確実に推進することに対して総力を挙げて執行する。各関連部門は財務稅務、信用資本、土地、輸出入などの関連政策の制定と改定を加速し、産業政策との協調を確実に強化するとともに、一步進んで産業構造の調整を促進する政策体系を完成させなければならない。各省、自治区、直轄市人民政府と國家發展改革、財政、稅務、國土資源、環境保護、工商、品質検査、銀行監督、電力監督、安全監督管理及び業界主管などの関連部門は、産業構造の調整作業を組織協調と監督検査のメカニズムを健全に確立し、各主管はそれを業務として、密接に協力し、力を合せて産業政策の執行効力を確実に増強する必要がある。徹底的に『暫定施行規定』の實施にあたり、正確に政府指導と市場調節間の關係を處理し、十分に市場の資源を配置する基礎性作用を發揮するとともに、發展と安定、局部利益と全体利益、目前の利益と長いスタンスでの利益の關係を正確に處理し、經濟安定の快速な發展を保持しなければならない。

國 務 院

二〇〇五年十二月二日

産業構造調整促進の暫定施行規定

第一章 總 則

第一條 全面的に科学發展觀を執行し、広い視野での調整管理の強化と改善を行い、社會投資を導き、産業構造の優性的グレードアップを促進するため、國家関連法律、行政法規に基づき、本規定を制定する。

第二條 産業構造調整の目標:

産業構造の優勢的グレードアップを推進し、第一、第二、第三産業の正常な協調發展を促進するとともに、徐々に農業を基礎として、ハイテクノロジー産業の先導、基礎産業と製造産業の後押し、サービス業の全面發展を産業構造とし、節約發展、クリーン發展、安全發展を堅持し、持続的實現の實現を形成する。

第三條 産業構造調整の原則:

市場調整と政府導引の総合結合を堅持する。十分に市場の資源配置する基礎性作用を發揮し、國家産業政策の合理的導引を強化するとともに、資源の優勢的實現する。

自主的に新しく創造(原文;自主創新)する産業技術レベルを高める。自主的で新たな創造能力の増強を産業構造調整の中心環節とし、主体的な企業、市場の自淨調整(原文;市場為導向)、産業・大學・研究機

関の相互結合による技術創造の新体系を確立し、原始的創造能力の向上、創造力の集積、改良発展(原文;再創)能力の消化吸収に努力し、産業全体の技術レベルを向上させる。

新型工業化の道筋を堅持する。情報化によって工業化を行い、高い科学技術力を投入することで、高経済効果利益、低資源消耗、環境汚染の減少、安全保障、人材資源優勢によって十分に発展の道筋の効用を発揮させ、経済増長方式の根本的転換の推進に努力する。

産業協調を行い健全な発展を促進する。先進的製造業を発展させ、サービス業の比重とレベルを高め、基礎施設建設を強化し、区域産業構造と配置を最適化すると同時に、対外貿易と外資構造の利用を最適化し、大衆の合法権益を保持するとともに、就業拡大に努力して、経済社会の協調発展を推進する。

第二章 産業構造調整の方向と重点

第四条 農業の基礎地位の確立と強化を行い、伝統的農業を現代的農業に転換することを加速する。農業科学技術の進歩を加速し、農業施設建設を強化するとともに、農業生産構造を調整し、農業の増長方式を変換し、農業総合生産能力を高める。穀物生産を安定的に発展させ、良質の穀物産業工程の実施を加速し、大型商品穀物生産基地を建設して、穀物の安全を確保する。農業生産配置を最適化し、農業産業化経営を推進するとともに、農業標準化を加速し、農産物加工転化増値を促進し、高生産、良質、高効率、エコロジー、安全農業を発展させる。牧畜産業を大きな力を注いで発展させ、規模化、集約化、標準化レベルを高め、天然牧場を保護し、資料牧場基地を建設する。積極的に水産業を発展させ、漁業資源の保護と合理的利用を行い、グリーン漁業養殖方式を普及し、高効率エコロジー養殖業を発展させる。土地によって原料林、用材林基地の発展を適切に制限し、木材の総合利用率を高める。農業田畑水利建設を強化し、低生産田畑を改造し、土地の整理をきちんと行う。農業の機械化レベルを高め、健全に農業技術の普及、農業製品の市場、農産物の品質安全と動植物病害虫予防体系を整える。積極的に節水灌漑を推進し、科学的に肥料、農薬を使用し、農業の持続低発展を促進する。

第五条 エネルギー、交通、水利、情報などの基礎施設の建設を強化し、経済社会発展に対する保障能力を増強する。

節約優先、国内自給、石炭を基礎とする、多元的発展を堅持し、エネルギー構造を最適化し、安定的、経済的、クリーンなエネルギー供給体系を構築する。大型高効率ユニットを重点とする石炭電力の最適化発展により、エコロジー保護を基礎として水道、電力の開発秩序を有し、積極的に原子力発電を発展させ、電力ネットワークの建設を強化し、電力ネットワークの構造を最適化して西部電力を東部に移管する規模を拡大する。大型石炭基地を建設し、中小炭鉱を調節改造するとともに、安全生産条件の整っていない高消耗資源破壊の小型炭鉱を断固として全廃する。更に、石炭脈石、石炭ガス、立て坑水などの資源の総合利用の実施を加速し、石炭電力コンソーシアムを奨励する。天然ガスの並列推進を実行し、石油、天然ガス資源の調査と開発利用力を拡大し、天然ガス領域の基礎施設建設を加速させる。積極的に新しいエネルギーとリサイクルエネルギー産業の支援と発展を実行し、石油代替資源とクリーンエネルギーの開発利用を奨励し、クリーンエネルギー技術産業化を積極的に推進するとともに、風力エネルギー、太陽エネルギー、バイオテクノロジーなどの発展を加速させる。

ネットワークの拡大を重点とし、快速的、円滑的、高効率、安全な総合交通輸送体系を形成する。統一計画、合理的配置を堅持し、鉄道、道路、水運、民間航空、パイプラインなどの輸送方式の優勢相互補充を実現し、相互連結し、コンビネーション効率と全体優勢を発揮する。鉄道、都市軌道交通の発展を加速し、旅客輸送専用ライン、エネルギー輸送路、区域通路や西部地区鉄道を重点的に建設する。国道の主幹線、西部地区自動車道路幹線を完成させ、国家高速自動車道ネットワークを確立し、農村自動車道路建設の推進に大きな力を注ぐ。優先的に都市公共交通を発展させる。コンテナ、エネルギー物資、鉱石深水埠頭の建設を強化し、内陸河川航路輸送を発展させる。大型空港を充実させ、中型空港を完成し、小型空港を増設して、配置の合理性、規模の適正、機能完備、協調発展的航空体系を構成確立する。パイプライン輸送建設を強化する。

水利建設を強化し、水資源の配置を最適化する。上下河川、地表地下水資源の調整配置、地下水採掘のコントロールを統一計画し、積極的に海水の淡水化を展開する。洪水干ばつ防止工事建設を強化し、堤防で固定しコントロール性水利中枢などの洪水防止体系を重点とし、洪水を防止して災害を減少させ弱い環節箇所の建設を強化し、大河川の主流堤防、洪水防止のための貯水地区、発病リスクのある貯水池の発病リ

スク除去補強と都市の洪水干ばつ防止工事建設を強化するとともに、南部地区水の北部調整工事を建設する住民家畜用飲料水工事と灌漑区周辺工事の建設改造力に大きな力を注ぐ。

ブロードバンド通信ネットワーク、デジタルテレビネットワークと次世代インターネットなどの情報基礎建設の建設を強化し、「トライアングルネットワーク(原文;三網)融合」を推進し、情報の安全保障体系を整える。

第六条 振興設備製造業を重点発展先進製造業として、その経済発展に対する重点支援作用を発揮する。

設備製造業は重点建設プロジェクトを委託しなければならず、自主創造、技術導入、開発合作、連合製造などの方式によって重要技術設備の国産化レベルを高め、特に高効率クリン発電と送変電、大型石油化学工業、先進適用輸送設備、高級デジタル機械、オートメーション制御、集積回路設備、先進動力設備、省エネ低消費設備などの領域の実現を突破し、設計の研究開発、核心エレメントの組立、加工製造とシステム集積の全体レベルを向上させる。

情報化によって工業化することを堅持し、ハイテクノロジーと先進的適用技術の改造を運用して製造業のグレードアップを奨励し、自主知識財産権、自主ブランドと高級製品の比重を高める。エネルギー、資源条件と環境容量に基づき、原材料工業の製品構造、企業組織構造と産業配置の調整に着手し、製品品質と技術含有量を向上させる。コールドローリング薄型パネル(原文;冷軋薄板)、コールドローリング珪素鋼鉄チップ(原文;冷軋珪鋼片)、高濃度燐肥料、高効率低毒低残留農薬、エチレン、精密化学、高機能性繊維の発展を支持する。製油、エチレン、鋼鉄、セメント、製紙向けの基地化と大型化発展を促進する。鉄、銅、アルミニウムなどの重要資源の地質調査を強化し、資源の地質貯蓄量を増加させ、合理的採掘と合理的利用を実行する。

第七条 ハイテクノロジー産業の発展を加速し、更にハイテクノロジー産業の経済増長による作用を増強する。

自主創造能力を増強し、核心技術と従業技術の把握に努力し、経済社会の発展に対して重要作用をもたらすハイテクノロジーの開発に大きな力を注ぎ、重大産業技術の開発を支持する。重要技術標準を制定し、自主クリエートの技術基礎を構成確立するとともに、ハイテクノロジー産業が加工組立から自主研究開発主とする製造の拡大を強化する。産業集団、規模化の発展と国際合作拡大の要求に基づき、情報、生物、新材料、新エネルギー、航空宇宙などの産業発展に大きな力を注ぎ、更に多くの新しい経済増長点を育成する。情報産業を優先的に発展させ、集積回路、ソフトウェアなどの中核産業の発展に大きな力を注ぎ、重点的にデジタル化音声映像、新世代移動通信、高性能コンピューター及びネットワーク設備などの情報産業グループを育成する。そして更に、情報資源開発と相互享受を強化し、情報技術の普及及び応用を推進する。我国特有の資源優勢と技術優勢を十分に発揮し、バイオリジカル農業、バイオリジカル医薬、生物エネルギーや生物化学工業などの生物産業を重点的に発展させる。民間航空、宇宙産業の発展を加速し、民間航空機、航空エンジン及び航空機載システムの開発と産業化を推進して、更に民間宇宙技術と衛星技術を発展させる。積極的に新材料産業を発展させ、技術特徴のある我国の優勢を発揮できる光電子材料、高性能構造と新型特殊機能材料などの製品の開発を支持する。

第八条 サービス業の比重を高め、サービス構造を最適化し、サービス業全体の快速発展を促進する。市場化、産業化、社会化の方向を堅持し、分類指導と有効な監督管理を強化するとともに、サービス業の発展体制とメカニズムの創造と完成を実施し、公開、平等、規範的業種標準制度を確立する。競争力の比較的強い大型サービス企業グループを発展させ、大都市はサービス業発展を優先順位にする必要があり、条件がある場合は徐々にサービス経済を主とする産業構造を形成する。サービスの種類を増加し、サービスレベルを向上させ、就業能力を増強するとともに、産業素質を高める。金融、保険、物流、情報、法律サービス、会計、知識財産権、技術、設計、コンサルティングサービスなどの現代サービス業の発展に力を注ぎ、文化、旅行、コミュニティサービスなどの需要潜在力が大きい産業を積極的に発展させ、養成訓練、養老サービス、医療保健などの領域の改革と発展の教育を加速させる。商業貿易、飲食、宿泊などの伝統的サービスの規範とグレードアップを図り、チェーン経営、フランチャイズ経営、代理制、複合一貫輸送(マルチモデルトランスポート:原文;多式連運)、電子商務などの組織形式とサービス方式を推進する。

第九条 循環経済の発展に大きな力を注ぎ、資源の節約と環境友好型社会を確立し、経済増長と人口資源環境の相互協調を実現する。開発と節約の同時重視、節約優先の方針を堅持し、減量化、再利用、資源化の原則に基づき、省エネ、節水、土地節約、材料節約の推進に大きな力を注ぎ、資源の総合利用を強化す

るとともに、全面的にクリーン生産を推進し、再生資源の利用体系を完成し、低投入、低消費、低排出、高効率の節約型増長方式を形成する。資源の節約、代替とリサイクル利用技術と製品を積極的に開発普及し、鋼鉄、有色金属、電力、石油化学、建築、石炭、建築材料、製紙などの業種の省エネ低消費技術改造を重点的に推進するとともに、省エネ型建築を発展させ、消費が高く、汚染が深刻な、危険に及ぶ安全生産、技術の遅れた工程や製品に対して強制全廃制度を実施し、法に基づき環境破壊や安全生産条件がない企業を閉鎖する。エネルギー高消費、高汚染産業の規模を調整し、エネルギー高消費、高汚染産業の比重を低下させる。節約性能のよい各種消費品の生産と使用を奨励し、節約資源の消費モデルを形成する。環境保護産業の発展に力を注ぎ、合理的でない資源開発のコントロールを重点的に行うことにより、水資源、土地、森林、草原、海洋などのエコロジー保護を強化する。

第十条 産業組織構造を最適化し、区域産業の配置を調整する。企業規模の経済レベルと産業集中度を高め、大型企業の発展を加速し、一つの自主知識財産権を保有する、主業の突出した、中核競争力の強い大会社と企業グループを形成する。中小企業の作用を十分に発揮し、中小企業と大企業の分担協力関係の形成を推進し、生産の専門レベルを高め、中小企業技術の進歩と産業のグレードアップを促進する。優勢を十分に発揮し、生産要素の合理的流動と配置を積極的に推進するとともに、産業のグループ発展を導く。西部地区は基礎施設の建設とエコロジー環境保護を強化し、公共サービスを整え、当地資源の優勢発展の特色産業と結びつけ、自己発展能力を増強させる必要がある。東北地区は産業構造の調整と国有企業の改革組織改造を加速し、現代農業を発展させ、振興設備製造業に力を入れ、資源枯渇型都市転化型を促進しなければならない。中部地区は穀物主要生産区の建設に努力し、比較的優勢のあるエネルギーと製造行を発展させ、基礎施設の建設を強化し、現代市場体系の確立を加速させなければならない。東部地区は自主創造能力の向上に努力し、構造最適化グレードアップと増長方式転換の実現を加速するとともに、外向型経済レベルを高め、国際競争力と持続的発展能力を増強しなければならない。区域発展の全体戦略から出発し、資源環境の負担能力と発展の潜在力に基づき、最適化開発、重点開発、制限開発、開発禁止などに分ける区域産業配置を実行する。

第十一条 互いに勝利を収めるオープン戦略を実施し、対外への開放レベルを高め、国内産業構造のグレードアップを促進する。対外貿易増長方式の転換を加速し、自主知識財産権、自主ブランドを有する商品輸出を拡大するとともに、エネルギー高消費・高汚染製品の輸出をコントロールし、先進技術設備と国内に不足する資源の輸入を奨励する。条件のある企業が「退散する」ことを支持し、国際市場競争において大きく発展し、国内産業の発展をもたらす。加工貿易の産業層を高め、国内組立能力を増強する。サービス貿易の発展に力を注ぎ、サービス市場を引き続き開放し、秩序ある国際的現代サービスの転移を受け入れる。外資の品質とレベルの利用を高め、先進技術、管理経験、高資質人材を納入し、技術導入の消化吸収とクリエート向上を最重視する。外資能力の注目が比較的強い地区と開発区は、生産製造層の向上に努力するとともに、積極的に研究開発、現代物流などの領域開拓を行わなければならない。

第三章 産業構造の調整指導目録

第十二条 『産業構造の調整指導目録』では投資方向を導き、政府は投資プロジェクトを管理し、財務税務、信用資本、土地、輸出入などの政策の重要根拠に関する制定と実施を行う。

『産業構造の調整指導目録』は発展改革委員会が国務院関連部門と協力して国家関連法律法規に基づき制定し、国務院の批准を経て公布する。実際情況に基づき、『産業構造の調整指導目録』について一部調整する必要がある場合、発展開発委員会が国務院の関連部門と協力して適時に改訂、公布する。

『産業構造の調整指導目録』は原則的に国境内の各種企業に適用する。特に外商投資は『外商投資産業指導目録』に基づき執行する。『産業構造の調整指導目録』は『外商投資産業指導目録』を改訂する主な根拠の一つである。『産業構造の調整指導目録』の全廃類は外商投資企業に適用する。『産業構造の調整指導目録』と『外商投資産業指導目録』の執行中の政策で発生する問題は発展改革委員会が商務部と協力して研究と話し合いを実施する。

第十三条 『産業構造調整指導目録』は奨励類、制限類、全廃類の三種類の目録から成り立つ。奨励類、制限類、全廃類に属さず、国家関連法律、法規、政策規定に合致する場合は、許可類とする。許可類は『産業構造調整指導目録』に列挙しない。

第十四条 奨励類の主なものは経済社会の発展に対し重要な促進作用があり、資源の節約、環境保護、産業構造の最適化グレードアップに有利となり、奨励と支持を行う重要技術、設備及び製品の政策措置を行う必要がある。以下の原則により奨励類産業指導目録を確定する。

(一)国内で研究開発、産業化の技術基礎を有し、技術のクリエートを行い、新しい経済増長点を形成する場合

(二)今現在および今後暫く比較的大きな市場需要があり、発展前景が広大で、不足商品の供給能力向上に有利であるとともに、国内外の市場開拓に有利となる場合

(三)技術含有量が比較的高く、産業技術の進歩促進を有利に行い、産業競争力を高める場合

(四)持続可能な発展戦略要求に合致し、安全生産、資源の節約や総合利用に利益があり、新エネルギーと再生可能なエネルギー開発利用のためになり、エネルギー効率を高め、エコロジー環境の保護と改善に有利である場合

(五)我国の優勢発揮に有利であり、特に中西部地区と東北地区などの旧工業基地エネルギー、鉱石生産資源と労働力資源などに優勢である場合

(六)就業拡大のためになり、就業職位を増加させる場合

(七)法律、行政法規に規定するその他の情況。

第十五条 制限類の主なものは工程技術が遅れ、業界の標準条件と関連規定に合致せず、産業構造の最適化グレードアップに不利であり、新しい生産能力、工程技術、設備及び製品の改造と禁止を督促する必要がある。以下の原則に基づき制限類産業指導目録を確定する。

(一)業界の標準条件に合致せず、工程技術が遅れ、産業構造に対し改善がない場合

(二)安全生産に不利である場合

(三)資源とエネルギーの節約に不利である場合

(四)環境保護とエコロジーシステムの回復に不利である場合

(五)低レベル重複建設が比較的深刻であり、生産能力が明らかに過剰である場合。

(六)法律、行政法規に規定するその他の情況。

第十六条 全廃類の主なものは関連法律法規の規定に合致せず、資源浪費、環境汚染が深刻で、安全生産条件を有していない、全廃する必要がある時代に立ち遅れた(原文;落後)工程技術、設備及び製品である。以下の原則に基づき全廃類産業の指導目録を確定する。

(一)生産と人身の安全に危険を及ぼし、安全生産条件を有していない場合

(二)環境汚染或いはエコロジー環境の破壊が深刻である場合

(三)製品の品質が国家规定或いは業種規定の最低標準より低い場合

(四)資源、エネルギーの浪費が深刻な場合

(五)法律、行政法規に規定するその他の情況。

第十七条 奨励類項目の投資に対し、国家関連合資管理規定に基づき審査批准、審査許可或いは報告記録を行う。各金融機構は信用資本の原則に基づき信用資本の支持を提供する。投資総額内で輸入する自社用設備は、財政部門が発布する『国内投資プロジェクトの免税を行わない輸入商品目録(2000年改訂)』に列挙する商品を除き、継続的な関税と輸入環節増値税の徴収を免除し、国家が記載していない非免除投資プロジェクト目録などは新しく規定したあと、新規定に基づき執行する。奨励類産業プロジェクトのその他の優遇政策に対しては、国家関連規定に基づき執行する。

第十八条 制限類項目の新設に対しては、投資を禁止する。投資管理部門は審査批准、審査許可或いは報告記録を行わず、核金融機構は貸付金を支給してはならず、土地管理、都市計画・建設、環境保護、品質検査、商法、税関、工商などの部門は関連手続きを行ってはならない。規定に違反して有し建設を行った場合は、関連団体と個人の責任を追究しなければならない。

制限類に属する現有の生産能力については、企業が一定期限内で改造グレードアップ措置を採用することを許可し、金融機構は信用資本の原則に従って継続的に支持する。国家関連部門は産業構造の最適化グレードアップの要求に基づき、優勝劣汰の原則に基づき分類指導を実行しなければならない。

第十九条 全廃項目に対しては、投資を禁止する。各金融機構は各種形式の信用享受指示を停止し、す

でに支給した貸付金を回収する措置をとらなければならない。各地区、各部門、関連企業は有力措置をとり、規定期限に基づき全廃しなければならない。全廃期限内において国家価格主管部門は電力供給価格を高くすることができる。国家発明令で全廃する生産工程技術、設備や製品に対しては、一律的に輸入、転移、生産、販売、使用、採用を実行してはならない。

期限に基づき生産工程技術、設備、製品を全廃しなかった企業に対しては、地方各級人民政府及び関連部門が国家関連法律法規の責任命令に基づき生産停止或いは閉鎖を行い、企業従業員の立ち退き、金融機構の信用資本資産の安全保全などの措置を採用しなければならない。その製品が生産許可証管理に属する場合、関連部門は法に基づき生産許可証を取り消す。工商行政管理部門は法に基づき変更登記の手続き或いは登記取り消しを督促しなければならない。環境保護管理部門はその汚染排出許可証を取り上げる必要がある。電力供給企業は法に基づき電力供給を停止する。規定に違反した者に対しては、法に基づき直接責任者と関連指導者の責任を追及しなければならない。

第四章 付 則

第二十条 本規定は発布日より施行する。旧国家計画委員会、国家経済貿易委員会が発行した『目前の国家重点奨励発展の産業、製品、技術目録(2000年改訂)』、旧国家経済貿易委員会が発布した『立ち遅れ生産能力、工程の製品の全廃目録(第一集、第二集、第三集)』と『工商投資領域の重複建設製紙目録(第一集)』はこれと同時に廃止する。

第二十一条 『目前の国家重点奨励発展の産業、製品、技術目録(2000年改訂)』に基づき執行する関連優遇政策は、『産業構造の調整指導目録』に基づき奨励類目録としての調整を執行する。外商投資企業の設立及び税收政策などは国家関連外商投資の法律、行政法規規定を執行する。